

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 8月 12日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センター調整汚泥タンク越流水管等緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和7年7月11日

4 履行日又は履行期間

令和7年7月14日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

¥82,500,000.-（うち消費税及び地方消費税額¥7,500,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

新明和アクアテクサービス株式会社 関東センター

所長 増野 信治

横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

寺尾・子安幹線（φ5,000mm）の一部に二次覆工コンクリートの劣化によりスチールセグメントが露出している部分が確認され、幹線崩落の危険性があることがわかりました。

当該箇所には神奈川水再生センター内の場内排水管から汚泥調整タンクの越流水等が流入しており、それらが幹線劣化の進行の原因となっているほか、補修作業の妨げにもなっています。現状を緊急では是正するため、本工事にて越流水等を別系統まで送水する迂回設備の設置等を含む修繕工事を実施します。

8 契約の相手方の選定理由

別工事の施工打合せで場内に入場していた新明和アクアテクサービス株式会社関東センターと随意契約いたしました。

9 所管課

神奈川水再生センター